

居宅介護支援運営規程

太陽と緑の家居宅介護支援事業所

(運営規定制定の主旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人松涛会が経営する居宅介護支援事業所「太陽と緑の家居宅介護支援事業所」(以下「当事業所」という)が実施する居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために、その人員及び管理運営について必要な事項を定める。

(事業の目的)

第2条 当事業所は、要介護状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という)に対し、介護保険法の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の選択に基づいた居宅サービス計画を行う。

この事業は、介護保険法、老人保健法、健康保険法等の基本理念に基づき、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を重視し、健康管理、日常生活動作の維持・回復、日常生活の援助を図るとともに、在宅介護を維持し、快適な在宅介護が継続できる支援を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第3条 居宅介護支援事業所を、他の事業から独立して位置づけ、人事・財務・物品等の管理については、管理者の責任において実施することとする。

- 1 事業の実施にあたっては、地域の保健・医療・福祉サービス事業者、各保険医療機関、関係市町村などとの連携を図り、協力と理解のもとに総合的な支援の提供に努めるものとする。
- 2 事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
- 3 緊急の事態にも柔軟に対応できる体制を整備する。

(事業所の名称及び所在地等)

第4条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- | | |
|-----------|--|
| (1) 施設名 | 太陽と緑の家居宅介護支援事業所 |
| (2) 開設年月日 | 平成23年 7月 1日 |
| (3) 所在地 | 千葉県市川市大町 552 番地 |
| (4) 電話番号 | 047 - 339 - 7600 FAX 番号 047 - 339 - 7602 |

(従業者の資格)

第5条 当事業に従事するものを、介護支援専門員とする。

(従業員の職種、員数)

第6条 職員の職種、員数（非常勤職員及び兼務職員を含む）は次のとおりとし、必置職については法令の定めるところによる。

- | | |
|------------------|------|
| (1) 管理者（介護支援専門員） | 1名 |
| (2) 介護支援専門員 | 3名以上 |

2 前項（2）に規定する介護支援専門員の員数の標準は、介護支援専門員1人につき35人をめやすとする。

(従業者の職務内容)

第7条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、当事業所が行う事業並びに当事業に従事する職員の統括的な管理、指導を行う。
- (2) 介護支援専門員は、利用者の居宅介護支援サービス計画の原案を作成し利用者に説明するとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。

(営業日及び営業時間)

第8条 営業日及び営業時間を、次のとおりとする。

- (1) 営業日 土曜日、日曜日、祝日（振替休日を含む）、年末年始（12月30日～1月3日）を除く日とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(居宅介護支援の内容)

第9条 提供する居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

居宅介護サービス計画の作成

(居宅介護支援の提供方法)

第10条 居宅介護支援の提供方法については、次の方法によるものとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成は、事業所に所属する介護支援専門員が行う。
- (2) 居宅サービス計画の提供に際しては、次の事項に留意・配慮する。
 - ア 計画作成に先立ち、利用者に対して地域の指定居宅サービス事業者等の内容、料金等の情報を適正に提供する。
 - イ 利用者の課題分析にあたっては、その有する能力や現に提供を受けている指定居宅サービス、その置かれている環境などの評価を通じ、利用者の現に抱えてい

る問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことを前提として行う。
なお、課題分析は利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うこととし、面接に先立ち、面接の趣旨や目的を充分説明し、理解を得るようにする。

ウ 利用者の家族の希望や課題分析の結果把握された課題に基づき、地域における指定居宅サービス提供の体制を勘案し、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点などを盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。これを原案に位置づけられた居宅サービスの提供担当者を招集して行われる会議において、各担当者からの専門的意見を聴取し、指定居宅サービス計画の原案を修正する。

エ ウにより作成された居宅サービス計画については、その種類、内容、利用料及び保険給付の可否などについて利用者及び家族に対して十分に説明を行い、文書により同意を得ることとする。

オ 居宅サービス計画は、主治の医師の意見を尊重するほか、認定審査会の意見に沿って作成すること。

カ 指定居宅サービスの提供が特定の時期又は特定の種類若しくは特定の事業者に偏ることなく、計画的に指定居宅サービスが提供されるよう、考慮する。

キ 利用者の生活全般を支援するという観点から、介護給付対象外サービスのみならず、保険給付対象外サービスの保険医療サービスや、ボランティアなどによるサービス利用も、努めて盛り込むよう配慮する。

(3) 居宅サービス計画を作成し、指定居宅サービスの提供を実行した以降においても、利用者及びその家族、居宅サービス事業者との連絡を密に行い、サービス計画実施状況の把握に努めるとともに、引き続き利用者の課題の把握を行い、必要に応じてサービス計画の変更、居宅サービス事業者との連絡調整など便宜を図ることとする。
また、利用者が介護保険施設への紹介など便宜を図ることとする。

(4) 居宅介護支援の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に対処しやすいうよう、説明することとする。

(5) 利用者の相談を受ける場合は、居宅介護支援事業所相談コーナーで行う。ただし、利用者の希望により、利用者の居宅等においても行う。

(6) サービス担当者会議の開催場所は原則として居宅介護支援事業所相談室で行う。ただし、必要に応じて居宅サービス事業所事務所等を用いる。

(7) 居宅訪問頻度は、介護サービス計画を作成し、これに従って介護サービスの提供がなされた後約1週間以内、サービス提供状況及びサービス変更の必要性などを確認するために訪問を行う。

これ以降は、利用者の様態が安定しており、かつ、介護サービスが計画に従って順調に提供されている場合は、1か月に1回以上の訪問、1か月に一回のモニタリング結果の記録を行う。

なお、これに関わらず利用者の容体や介護サービスに対する希望、要介護度等に変動があった場合は要介護者の状態を把握できるよう、必要性に応じて訪問頻度を高めるものとする。

(8) 利用する課題分析の種類はカイドラインとする。

(利用料その他の費用の額)

第11条

- 1 居宅介護支援事業を提供した場合は、別紙「利用料金一覧表」のとおりとする。
- 2 前項1項に掲げる費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文書を用いて説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 3 事業の実施地域以外の地域の場合は、下記実施地域を超えた地点から1kmにつき30円を別途利用者より支払いを受けることとする。

(通常事業の実施地域)

第12条 通常事業の実施地域は次のとおりとする。

市川市 鎌ヶ谷市（南部） 松戸市（東部） 船橋市（西部）

(その他運営に関する重要事項)

第13条

- 1 許可区介護支援事業者は社会的使命を十分に認識し、職員の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また、適切かつ効率的に居宅介護支援を実施できるよう職員の勤務体制を整備する。
なお、研修は次のとおり設けるものとする。
 - ① 採用時研修 採用後3カ月以内に実施
 - ② 継続研修 年2回以上実施
- 2 職員は業務上知り得た秘密を決して漏洩しない。また、従業員との雇用関係が終了した場合においても、事業者の責任において、当核従業員の知り得た秘密の保持を行うこととする。
- 3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当核家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとする。
- 4 居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔保持及び健康状態について、管理を行うこととする。
- 5 居宅介護支援事業者は、提供した居宅介護支援について利用者から苦情があったときは、迅速、適切かつ誠実に対応し、必要な措置を講ずることとする。
- 6 虐待防止と虐待通報受付について

居宅介護支援事業所は、ご利用者の人権・虐待の防止のため、指針を整備し責任者を設置する等、必要な体制を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

7 業務継続計画（BCP）の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じる。

8 感染症の予防及びまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等取り組む。

9 居宅介護支援サービスに関連する政省令及び通知並びに、本運営規定に定めのない重要事項については、法人理事会において定めるものとする。

附則 この規定は平成23年7月1日より施行する。

この規定は平成28年6月1日より施行する。

この規定は平成28年9月1日より施行する。

この規定は令和4年4月1日より施行する。

この規定は令和6年4月1日より施行する。

この規定は令和8年4月1日より施行する。

居宅介護支援重要事項説明書

令和8年4月1日現在

居宅介護支援の提供開始に当たり、重要事項を以下の通り説明します。

1. ご利用事業所の名称

| | |
|-----------|--------------------------------------|
| 法人の名称 | 社会福祉法人 松涛会 |
| 代表者名 | 理事長 大熊 次夫 |
| 事業所の名称 | 太陽と緑の家 居宅介護支援事業所 |
| 介護保険事業所番号 | 千葉県 1270803149 号 |
| 所在地 | 千葉県市川市大町 552 |
| 連絡先 | TEL 047-339-7600 FAX 047-339-7602 |

2. ご利用事業所の従業員の職種、員数及び勤務形態

| | |
|---------|---------------|
| 管理者 | 1名（主任介護支援専門員） |
| 介護支援専門員 | 3名以上（常勤） |

3. ご利用事業所の営業日及び運営の方針

| | |
|-------|---|
| 営業日 | 月曜日～金曜日(祝日、12月30日～1月3日の年末・年始を除く) |
| 営業時間 | 午前8時30分～午後5時30分 (連絡先電話転送により、24時間連絡体制) |
| 運営の方針 | (1) 地域の保健医療福祉、医療機関、市町村などの連携を図り、協力と理解のもとに総合的な支援に努める。 (2) 地域包括支援センターからの受託連携を図り支援に努める (3) 利用者の意思人格を尊重し、常に利用者の立場に立って特定のサービス事業所に不当に偏ることのないよう、中立公平に行う。 (4) 緊急時の事態にも柔軟に対応できる体制を整える。 |

4. 当事業所が提供するサービス

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 居宅訪問

介護サービス計画作成にあたり、利用者のおかれている環境の評価や現に抱えている問題を把握するため、居宅訪問による面接調査を行うとともに、当該計画作成後においても、介護サービス計画の実施状況等を把握し、サービス計画の変更など利用者等が求めるサービスが適切に提供されるように居宅訪問等の方法による支援を行います。

(2) 介護サービス計画の作成

自宅において日常生活を営むために必要なサービスを利用出来るよう、心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成します。

(3) 事業所間の連絡調整

当該計画に基づいてサービス提供が確保されるように事業者等との連絡調整を行います。

(4) 相談業務

電話、訪問、来所等をとおして利用者からの相談に適切に対応します。

(5) 経過観察・再評価

1か月に1回以上の利用者宅への訪問、1か月に1回の訪問結果の記録を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画の変更、要介護認定区分変更申請の支援等必要な対応を行います。

(6) 申請代行

要介護認定の申請代行を行います。また、その他介護保険サービスを利用するにあたり必要な申請手続の代行を行います。

(7) 給付業務

国保連に提出する給付管理票を作成し、介護保険の給付管理の代行を行います。

5. 利用料金

(1) 要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるため、利用者様の自己負担はありません。但し、介護保険料の滞納により保険給付金が事業者を支払わない場合、要介護度に応じて下記の金額をいただき、事業者からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を市の介護保険担当窓口へ提出しますと全額払い戻しを受けられます。

1 か月の居宅介護支援費は次の通りです。

| | |
|-----------------------|---------------------|
| 要介護 1・2 (居宅介護支援費 I) | 1086 単位/月(11,620 円) |
| 要介護 3・4・5 (居宅介護支援費 I) | 1411 単位/月(15,097 円) |
| 特定事業所加算(Ⅲ) | 323 単位/月(3,456 円) |
| 初回加算 | 300 単位/月(3,210 円) |
| 入院時情報連携加算(I) | 250 単位/月(2,675 円) |
| 入院時情報連携加算(Ⅱ) | 200 単位/月(2,140 円) |
| 退院・退所加算(I)イ | 450 単位/月(4,815 円) |
| 退院・退所加算(I)ロ | 600 単位/月(6,420 円) |
| 退院・退所加算(Ⅱ)イ | 600 単位/月(6,420 円) |
| 退院・退所加算(Ⅱ)ロ | 750 単位/月(8,025 円) |
| 退院・退所加算(Ⅲ) | 900 単位/月(9,630 円) |
| 通院時連携加算 | 50 単位/月(3,210 円) |
| 特定事業所集中減算 | 200 単位/月(2,140 円) |

(地域区分 10.70 を乗じた金額になります。)

- ※ 当事業所が運営基準減算（居宅介護支援の業務が適切に行われなかった場合の減算）に該当する場合は、上記金額の 50/100 となります。また 2 ヶ月以上継続して該当する場合には、算定しません。
- ※ 特定事業所集中減算（居宅サービスの内容が特定の事業者に不当に偏っている場合の減算）に該当する場合は、上記金額より 2,140 円を減額することとなります。

(2) お客様は文書で通知することにより、いつでも契約を解約することができます。一切料金はかかりません。

(3) 介護支援専門員が利用者のご自宅等へお伺いする場合の交通費は、事業の実施地域にお住まいの方は無料です。事業の実施地域以外の地域の場合は、下記実施地域を超えた地点から 1 kmにつき 30 円の実費を頂きます。

6. サービス提供における事業者の義務

- (1) ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から 5 年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- (2) ご契約者が他の居宅介護支援事業所の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出が合った場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス

計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

(3) サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

事業者は、職員であったものが業務上知り得た利用者またはその家族の秘密をもらすことのないよう職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持することを職員との契約とします。

また、あらかじめ文書により利用者の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者またはその家族の個人情報を用いません。

(4) 事業者、介護支援専門員は、利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能とします。

(5) ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、利用者に対して、当事業所が作成するケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの利用状況及び、同一事業者によって提供されたものの割合を6か月毎に説明することが義務とされています。

※実際の状況は別紙参照

7. 通常の事業の実施地域

市川市、鎌ヶ谷市(南部)、船橋市(西部)、松戸市(東部)

8. 苦情の受付

当事業所における居宅介護支援に関する相談、苦情及び居宅サービス計画に基づく提供サービスについての相談、苦情は以下の専用窓口で受け付けます。

| | |
|------------------------------------|--------------------------------------|
| 太陽と緑の家居宅介護支援事業所 苦情相談受付担当者 信田 元代 | 電話番号 047-339-7600 受付時間 8:30～17:30 |
| 市川市 介護保険課 | 電話番号 047-334-1111 受付時間 8:45～17:15 |
| 千葉県 国民健康保険団体連合会 | 電話番号 043-254-7409 受付時間 9:00～17:00 |

9. 虐待防止と虐待通報受付について

居宅介護支援事業所は、ご利用者の人権・虐待の防止の為、指針を整備し責任者を設置する等、必要な体制を行うと共に、従事者に対し、虐待防止を啓発・普及するための委員会と研修を実施します。

10. 業務継続計画（BCP）の策定

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し必要な研修及び訓練を定期的に開催します。

11. 感染症予防について

感染症及びまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修・訓練を実施をします。

12. 賠償責任

事業者の提供により事故が発生し、当方の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産等を傷つけた場合、その損害を賠償します。

13. 緊急時の対応

サービスの提供時に利用者の身体状況が急変した場合、その他必要な場合には、速やかに主治医、利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じます。

※病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当者の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えてください。

居宅介護支援の提供開始にあたり、ご利用者様に重要な事項を説明いたしました。

令和 年 月 日

事業者

事業者氏名 社会福祉法人松涛会
太陽と緑の家居宅介護支援事業所

所在地 千葉県市川市大町 552

説明者 _____ 印

私は、契約書及び本書面により、事業所から居宅介護支援事業についての重要事項の説明を受けました。

利 用 者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

代 理 人

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(利用者との続柄： _____)